The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	近代ドイツにおけるプレスの自由の成立とその展開（上）
Author(s)	的場, かおり
Citation	阪大法学. 2006, 56(1), p. 75-108
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/55062
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

近代ドイツにおける
プレスの自由の成立とその展開（上）

的場　かおり

はじめに
第一章　一九世紀までのプレスの自由
一　プレスの自由
二　検閲
三　検閲実務――ザクセンを例として――
第二章　一九世紀前半におけるプレスの自由の展開
一　ナポレオンの支配
二　プレスの自由の展開　（以上、本号）
三　ドイツ同盟規約一八条d
四　メッテルニヒとプレスの自由
第三章　同盟プレス法の制定とその再評価
一　カールスバートの決議
二　同盟プレス法

（阪大法学）56（1−75）75〔2006.5〕

三　同盟プレス法に対する再評価
おわりに

はじめに

ボン基本法五条一項は、意見表明の自由ならびに情報の自由、プレスの自由、[1]放送およびフィルムの自由を保障する。二文で保障されるプレスの自由は、情報収集からプレスの製造、意見の流布に至るまで、プレス業務と本質的に関係するすべての活動をその保護領域とし、プレスとは、新聞や雑誌などの定期刊行物に限らず、官報や書籍なども含めた一切の印刷物を指し、その内容とは無関係にすべての印刷物は保護される。プレスの自由は、第一に個人の権利として、つまりプレスに関わる行動をとる際に国家の強制や干渉から解放されることを保障する。この主観的な防禦権としての側面とならんで、プレスの自由には客観法的な側面があり、自由なプレスという制度が保障される。[2]プレスは、広範に情報伝達を行ない、多様な意見を伝え、自らの意見を形成しそれを主張する責務を負い、この責務は、多様な意見や理念が自由に議論されそこから国家意思を形成するという民主制原理に応えるものである。それゆえに、民主主義秩序を機能させるための前提条件としてプレスの自由をはじめとする精神の自由は不可欠である。[3]

プレスの自由を基本権と定めたのは、一八四九年のフランクフルト帝国憲法一四三条である。[4]しかしプレスの自由が条文に登場するのは三月前期のことであり、プレスの自由という文言自体の歴史は一八世紀に遡る。[5]本稿では、フランクフルト憲法からヴァイマール憲法、そしてボン基本法へと引き継がれるプレスの自由の淵源を探り、現在のプレスの自由がもつ二つの側面がいかなる過程を経て現れるのかを考察する。

まず、プレスの自由に関する先行研究を整理しておく。U・アイゼンハルトのプレスの自由をめぐる一連の研究が最初に挙げられねばならない。[6] 彼は、検閲法理の展開をプレスの自由との関係のなかで考察するという手法を用いて、神聖ローマ帝国時代から一九世紀後半に至るまでの検閲の法理と実務を省察する。このようにプレスの自由を法制度や法解釈のなかで読み説くことに重きを置く研究とは異なり、プレスの自由が近代の政治的公共性の展開にどのように関わったのかという視点から精力的な研究を行なったのが、F・シュナイダーである。[7] 彼は、プレスの自由の要求が国政参加要求と密接に関係しながら展開し、公論を形成する機能がプレスに期待されたことを明らかにした。

それに比して日本の法制史研究は、ドイツのプレスの自由に十分な研究関心を払ってきたとはいえない。プレスの自由は専ら現行法研究のなかで言及がなされるにとどまっている。石村善治氏や長尾一紘氏が、[8] 別の法概念との関連から、また現代法解釈にあたって歴史を振り返るという姿勢から、近世・近代のプレスの自由を取り上げている。また、C・シュミットの制度体保障論の観点から、プレス（制度）を考察する石川健治氏のアプローチは示唆に富んでいる。[9] プレスの自由を検閲とセットで論じるアプローチとは異なり、ここでは、制度体としてのプレスが問題とされる。

以上の先行研究を踏まえて、本論に入るに先立ち、本稿が扱う時期、考察の素材、そして本稿の課題を整理する。

まず、本稿が考察する時期についてであるが、具体的には、プレスの自由という文言が初めて登場する一八世紀末から、ドイツ同盟規約（以下、DBAと略す）や各国の憲法にプレスの自由が定められる一九世紀前半のドイツに、本稿の対象時期を限定する。なぜなら、フランクフルト憲法の制定以前に遡り、そもそもプレスの自由という文言・概念がいかにして誕生し、それがどのような過程を経てひとつの法理となり成文化されたのかを明らかにし

たいがゆえである。

次に、プレスの自由を考察するに際して、何を素材にするのかを明示する必要があろう。本稿では、第一に、一八世紀の啓蒙思想の洗礼を受けたプレスの自由論を、第二に、一八世紀のプレスの自由論を下地に展開する一九世紀前半のプレスの自由論を、第三に、プレスの自由を初めて明記したドイツ同盟の法体系、ならびにドイツ同盟諸国のラント法体系を素材にして、プレスの自由の概念とその法的保障の成立と展開を考察する。

最後に、本稿が取り組む課題を挙げる。ドイツのプレスの自由は、イギリス、フランス、アメリカなどに比べ中央集権化も立憲化もいまだ達成しない一八世紀末に芽吹いたが、それは所有権に代表されるその他の自由権に比べても遅い芽生えであった。神聖ローマ帝国の解体とナポレオンの支配、解放戦争での勝利からドイツ同盟の成立という政治的・社会的・法的変化の大きいこの時期に育まれる揺籃期のプレスの自由の特性とはいかなるものかを明らかにすることが第一の課題である。第二に、とりわけドイツ同盟体制という政治体制はプレスの自由をどのように規定するのか、そしてこの規定はプレスの自由の発展にどのように影響を及ぼしたのかという問題を扱う。これらの課題に取り組むためには、一般にプレスの自由は検閲と表裏一体で考察されることが多いが、それだけでは不十分である。本稿ではプレスの自由を中心に据え、プレスの自由が、検閲はもちろんのこと、それ以外のファクターとの関連のなかで展開していくさまを省察することで、プレスの自由に見出される意味や価値を論証する。

以上の課題に取り組むことで、フランクフルト憲法以前に遡ってプレスの自由の淵源を確認し、プレスが徹底的に弾圧されたと評されるドイツ同盟の法体系のなかで、三月革命に先立ち、プレスの自由を保障する下地が準備されていたという筆者の仮説を検証する。

第一章　一九世紀までのプレスの自由

プレスの自由の保障がドイツにおいて本格的に要求されるようになるのは、ようやく一九世紀に入ってからのことである。プレスの自由の保障を求める勢力と、それを抑制しようとする勢力との闘争のなかで、近代ドイツにおけるプレス法制は次第に整備されていく。

それまでドイツ地域を支配していた神聖ローマ帝国は一八〇六年、皇帝の退位とともに名実ともに姿を消した。その結果ドイツは、大小さまざまなラントに解体するが、一八一四年フランスのナポレオン一世に勝利を収め再びドイツ同盟の名の下に結集する。このドイツ同盟では、プレスの自由の取り扱いがドイツ全体レベルでの問題であると理解され、これに対する法の整備が構想され始める。

ドイツ同盟下でのプレス法理論ならびにプレス法制を論じるにあたり、本章では、ドイツ同盟結成以前のプレスの自由のあり方を考察する。ドイツにおいてプレスの自由はいかなる形で登場し、いかなる内容をもつものであったのかという生成期のプレスの自由を検討することから始める。

一　プレスの自由

（1）一八世紀とプレスの自由

ドイツにおいてプレスの自由は長い伝統をもつ用語ではない。初めてプレスの自由という用語が登場するのは一八世紀半ばのことである。一七五七年に、*Freiheit der Presse* という表現が、続いて七四年に *Pressefreiheit* という用語が登場したのがはじまりとされる。[10] これを皮切りに、一八世紀末から一九世紀初めにかけてプレスの自由は、

自由思想を担う教養市民層の意識のなかで漸次的な展開を遂げていくことになる。三月前期には、プレスの自由を求める声が国家に対して向けられるようになるが、この時代のプレスの自由は一般的に、精神の自由を象徴するものとみなされていた。(11)

最初に、プレスの誕生から普及に至るまでの過程を概観する。主に修道院などで作られる写本の時代に終止符を打ったのが、グーテンベルクの活版印刷術の発明であり、発明後五〇年でヨーロッパ各地に伝播する。この時期の書物は、宗教書、専門的な文法書、辞書、ギリシア・ローマの古典や法律書など全体の七七．五％がラテン語で記された書物であった。(12) この史実から明らかになるのは、書物の書き手と読み手(13)である。彼らはいずれもラテン語の知識を備えたアカデミックな人間であり、聖職者や学者、法律家や医師といったきわめて限られたサークルに属した。(14) しかしこのような出版界の状況は、宗教改革によるドイツ語出版物の増加、(15) 三〇年戦争による経済や政治など時事情報の需要の増大、そして一八世紀末の「読書革命」(16)を経て一変する。つまり、娯楽的読み物や世俗的な書物がプレスの中心となり、読者層が格段に拡がったのである。一八世紀には、ラテン語に精通した少数者から、母国語による情報を求める人間によって、プレスは支えられることになった。

次に、プレス業務に携わった人間を考察する。当初はひとりの人間が印刷、出版、販売などの業務を兼任するのが常であったが、彼らは、印刷を行なうための許可を皇帝や君主から授けられる必要がありその意味で特権的な扱いを受ける。印刷業が多忙になるにつれ、次第にプレス業務は専門化・細分化されていく。(17) その結果として、プレス業務には、著作者から始まり、印刷者、製本業者、出版者や書籍販売者に至るまで多彩な職種の人間が関与することになる。何より彼らにとってのプレスの問題とは、彼らの経済的利害に還元される問題であった。ここでいう経済的な問題には、プレス製造が自由に行なえないことによってこうむる直接的な損害という側面に加えて、一七

六〇年代以降に横行する複写 *Nachdruck* によってこうむる損害という側面がある。[18] 後者は、オリジナル版を作る業者と海賊版を作る業者との間の、いわばプレス業界内部の紛争を引き起こした。

以上のようにプレスは、まずは、著作者から書籍販売業までの送り手の経済的利害の問題として、次に、特権的な少数者から財産と教養のある市民層へと拡大する受け手の問題として、そして、宗教や学問に関するラテン語の書物から母国語によるポピュラーな書物へと扱う主題が多彩化する問題として現れる。送り手の問題に関して加えていえば、特に著作者の信教・宗教の自由の問題という側面もこの問題は有している。なぜならば、宗教書が大半を占める時代の検閲は宗教思想の統制という目的達成のために行なわれたからである。しかし、読書革命を経験し世俗的関心の強い読者層の成立が見られると、検閲からの自由は、著作者など一部の人間の信仰の表明にとどまらず、より多数の読者の意見や見解の表明と結びついて論じられるようになり、多数の受け手の問題としても扱われ始める。ここに、プレス問題が信仰の自由から思想・意見表明の自由に関する領域に関わって展開する契機が確認できる。

（2）啓蒙思想とプレスの自由

当時のドイツ神聖ローマ帝国では、事前・事後検閲が法律によって定められプレスの自由は形式的にも実質的にも保障されていない。このドイツにプレスの自由論を芽吹かせることになったのが、啓蒙思想である。

一八世紀を規定する啓蒙絶対主義という国家体制もプレスの自由と無関係ではない。他の自由権と同様にプレスの自由も検閲という国家権力からの解放を目指したことは明白であるが、ここで自由は君主の恩寵であるという見解が現れる。慈悲深い君主が自由を臣民のために甘受するというもので、自由は決して法律による保障を受けるものではない。君主の恩寵として理解されたプレスの自由は、啓蒙絶対君主の下で、臣民の願いや信条を自由なプレ

スを通して見聞きし、学問と国民教育の進歩にプレスの自由は貢献するという統治者サイドの利害関心と合致した。[19] その結果として表面的ではあるが、プレスの自由が（君主によって）授けられるという意識が生まれる。これは、本来は国家権力からの自由として定立されるプレスの自由が国家権力の恩寵として与えられるという理解を生み出した。[20]

この見解とは異なり、プレスの自由は、君主が与えるものでなく、生まれながらに人間がもっている権利であると説く見解が登場する。この見解は、アメリカのヴァージニア権利章典（一七七六年）とフランスの人権宣言（一七八九年）に由来する。ヴァージニア権利章典では一二条で、フランスでは人権宣言に続き、九一年憲法と九三年憲法において、プレスの自由の保障が明記された。[21] プレスの自由が生来すべての人間が平等にもつ自由のひとつとして定立され、それらの自由が法的に保障されるという思想はドイツにも影響を与える。[22]

哲学者であり神学者でもあったケルン J. Kern はプレスの自由を、譲渡不能で普遍的な生来の人権のひとつと定義し、検閲をそのような人権の特質を妨げるものとして排斥した。[23] プロイセン一般ラント法の起草者スヴァレツ C. G. Svarez は、書くことで自らの思想を他人に伝えそれを伝えさせることは、人間が生来もつ始原的な権利のひとつであると定義する。[24] 続けて彼は、その権利を行使することで重大な危険が国家や市民に対して発生する公算が高いときには、検閲によってその権利を制限することもまた正当であると論述する。この警察による検閲は、検閲を行なわなければ生じる損害が、検閲によって権利が制約されたことで個人がこうむる不利益よりも重大である場合のみ許される。スヴァレツの論の重点は、書物があらゆる国民層に真実や有益な知識を流布したり理性を啓蒙したりするための有効な手段である以上、著作者や書籍出版業者を国家の監視下に置き、有害な書物の印刷や販売を阻止することを国家の義務とするという点にある。とはいえ、検閲の目的は有害な書物の予防にあるが、有害か無

害かの判断が人々の謬見や偏見、専制的な統治者の意向に基づくことの危険性についても彼は苦言を呈している。

啓蒙思想は、理論においてだけではなく、実際においてもプレスと国民との距離を縮めることに寄与した。それは、プレスを利用した国民の啓蒙であり、なかでも新聞と道徳週刊誌の貢献度は高い。新聞は国民にとって最も身近なプレスのひとつであり[25]、時事問題や経済問題とならんで道徳規範的な問題を扱う新聞が増加する一方で、他方では生業を保つのに必要な職業的な情報を提供する新聞も発行されている[26]。このように新聞は、市民生活全般の鏡や援助手段となった。そして新聞による国民啓蒙は新聞製作に携わる者の質も変える。彼らは、自分の好奇心のためではなく公共の利益のために新聞を作るよう努力することが求められ[27]、新聞の責務は、自分自身で判断できる啓蒙された人間となるよう読者を教導することとされる。他方で、一八世紀半ばに興隆する道徳週刊誌[28]は、市民層が理念や意見、考察を交換するために有益でアクチュアルな教養を伝達し、市民的精神を強化することを目的として発行される。ゴットシェート J. C. Gottsched の『批判する賢女たち *Die vernünftigen Tadelerinnen*』や『実直な男 *Der Biedermann*』では文芸が、ハンブルクの『愛国者 *Patriot*』では政治、商業、法律そして道徳上の問題が論じられた。一七六一年のドイツには一八二の道徳週刊誌が存在し、啓蒙主義の理念を教養ある市民に普及することに貢献した。

それまでは、書くこと、思考すること、伝達すること、そして読むことは、聖職者や学者などきわめて高い教養をもつ人間に限られていた。しかし、啓蒙思想とプレスの普及は、プレスは発信者だけではなく受信者の利益になるという新たな視点を生み出し、同時にプレスの自由はすべての者が生来有する権利として捉える意識を芽生えさせた。そしてこの意識は、プレスの自由が意見表明の自由と密接な関係をもって展開する土壌となり、いまだ不文のプレスの自由に法的な保障を要求する一九世紀を準備するものであった。

二　検閲

（1）検閲の由来

一八世紀に入ってようやくプレスの自由が登場するのに対して、検閲の歴史は長い。検閲とは、国家権力とりわけ行政権力がプレスの内容や形状を審査し、規定に背くプレスに対して、出版の差止、内容の修正、出版物の押収を行ない、あるいは禁固刑や罰金、科料を科すことである。プレスの自由という文言の誕生以前から、検閲との闘争のなかで、自由な叙述、印刷、出版そして販売の保障を求める動きが存したことはいうまでもない。したがってここでは検閲というファクターとともにプレスのあり方を検証する。

検閲の用語と概念は、ラテン語のケンスス *census* に由来する。ケンススとは、ローマ共和政時代に設置されたケーンソル *censor* と呼ばれる非常設政務官が行なう戸口調査である。ケンススが行なわれる五年毎に二名ずつ選出されるケーンソルは、ローマ市民の人口数の調査と財産評価を行ない、この財産評価に基づいて市民は五つの税階級に分類された。その後、習俗 *mores* や祖先からの慣習 mos maiorum の監視を行なうことがケーンソルの任務に加わる。つまりケーンソルは、非道徳的ならびに非社会的な行為を行なった市民を調査し、違反があった場合には、不利益をこうむる税階級に分類したり騎士階層から追放したりすることで、違反者に制裁を加える。[29] 次第に、ローマ社会の発展を支えると考えられていた古い時代からの良き習俗や慣習を堅持することがケーンソルの重要任務となり、この習俗裁判官としての *sittenrichterlich* 役割[30]がその後の検閲の本質を構成する。

（2）神聖ローマ帝国における検閲

神聖ローマ帝国時代の検閲については、アイゼンハルトの「検閲の地域分権化 *Territorialisierung der Zensur*」[31]という表現が的を射ている。この帝国では、ドイツ諸侯が領邦高権をもつがゆえに検閲のイニシアティブもまた彼ら

にあり、皇帝の機関は、ラント諸侯ならびにその官庁が十分な検閲を行なわない場合に限ってそれを補充する権限を有していた。つまり、検閲を行なう権利と義務は一義的にラント諸侯に帰属し、必要な場合だけ皇帝が検閲権力を行使するというシステムが帝国と各ラントの間に存立していた。

そもそも検閲は、信仰という財を保護し正しい信仰教育を行なうための教会の手段であった。異端説や異宗教が取り締まられ、違反者はあくまで教会への罰金の支払いや破門という宗教上の制裁を受けた。しかし、グーテンベルクの活版印刷の発明、宗教改革そして啓蒙思想が、検閲の担い手とその対象を変化させた。

写本時代とは一変して印刷物が大量かつ広範囲に普及し始めると、教会主導での、とりわけ宗教的な書物の、検閲では間に合わなくなり、国家レベルでの検閲措置が必要となった。一四九六年に皇帝マクシミリアン一世が全ドイツのためのプレスの最高教区監督官を設置したのを皮切りに、一六世紀には、すべてのラント諸侯に対して検閲の実施を委ねる帝国議会の決定が下される。一五二一年には皇帝カール五世が、すべての印刷物に対して事前検閲を義務づけるよう勅令を公布し、ルターの教説を弾圧した。しかし、検閲実務の権力関係については、各ラント諸侯とその官庁があくまでも検閲を行なう権限をもち、それらが十分な検閲を行なっていない場合には、皇帝とその機関が必要な措置を講じるという原則が一五七七年の帝国ポリツァイ命令によって確認される。(32) この原則は、一九世紀の帝国崩壊まで本質的に維持される。

ここでは、帝国レベルでの検閲システムを考察する。帝国には、最高監督機関として帝国宮廷顧問会議 *Reichshofrat* が置かれる。一八人の宮廷顧問官からなる合議体であるこの機関は、帝国検閲に違反した者を裁くが、この会議の議長が皇帝である以上、皇帝による検閲権力の行使がここに見て取れる。この帝国宮廷顧問会議の下位機関として、書籍委員会 *Bücherkommission* が一六世紀末、帝国都市フランクフルト・アム・マインに設立された。

皇帝が任命する書籍委員は、皇帝の名で皇帝の権力を用いて、書物の検閲を実施した。帝国最高法院の財務訴追官 *Fiskal* が一名と、通常カトリック聖職者一名とが書籍委員に任命されている。(33) この委員会の主たる使命は、見本市開催期間中に書店を査察し、内容あるいは形式が帝国法に抵触する書物を禁止し押収することであった。ヨーロッパ屈指の規模の書籍見本市が催されるこの帝国都市ではこのように、書籍委員会によって直接検閲が実施された。この厳しい検閲は、比較的緩やかな検閲が実施されるザクセン・ライプティッヒの見本市へ書物が流れるきっかけのひとつとなった。(34)

次に、検閲の対象とされた書籍の内容を見てみよう。神聖ローマ帝国時代の検閲の対象は、何よりも宗教であった。検閲の担い手に関しては漸次的に脱聖職者化が図られるが、長く一九世紀半ば近くまで宗教の保護が検閲の目的として掲げられていた。しかし他方では、宗教改革期にドイツ語での印刷が始まり、読者層が拡大し、上述のように、道徳週刊誌、哲学や文学、国民文学など、宗教書以外の分野の書物が増大する。いまや検閲当局は、国家の基盤を揺るがしかねない政治的な内容を検閲の対象とみなし、政治を扱う新聞や雑誌という新しいプレスと国民の接近を阻止しようとし始める。この動きは、ラント政府ならびに神聖ローマ帝国の原理に反する読み物を公表することを禁ずる、一七一七年七月一七日の皇帝カール六世の勅令(35)にも確認できる。

以上のように、神聖ローマ帝国では、各ラントが検閲のイニシアティブを握り、帝国の諸機関はそれを補充する形で機能していた。すべての印刷物を対象に検閲が実施され、とりわけローマ・カトリックの教えを逸脱する宗教書物を印刷させない、またはそのような信条や宗派を撲滅させることが検閲の目的であった。検閲は、宗教的な思想統制のための統治者の道具として用いられ、この統治者の恣意を縛るものは何もなかったことは明らかである。しかし、このような検閲のあり方は時代を下るにつれ脱宗教化する。検閲の重点が、世俗的な事柄つまり政治に移

り、検閲に関しても、教会は国家の背面に退くようになる。それは同時に、著作者や読者の信教の自由をめぐる問題から、彼らの思想や意見表明の自由をめぐる問題へと、検閲はその対象を移し始めることを意味した。

三　検閲実務――ザクセンを例として――

（1）ザクセン国の特徴

上述したように、神聖ローマ帝国時代の検閲は、原則的に各ラントの主導の下で実施されていた。ラントレベルではいかなる検閲制度が導入され実際の検閲実務はいかなるものであったのかということを、ここではザクセンを例に検証する。ザクセンの検閲実務を例にとる理由は、この国が帝国内における書籍出版業の一大中心地であったということにある。

ザクセンでは、一二世紀末より豊富な資源を利用して鉱山業が栄え、一八世紀になると、金属製造業に加え、繊維織物、ガラスや磁器の製造業が発達した。他の地域に先駆けて問屋制家内工業からマニュファクチュアへの移行が見られるのもザクセンである。産業の発展と同時に商業も活性化し、なかでもライプティッヒの見本市の占める比重は大きい。そして書籍の取引ではライプティッヒが群を抜いていた。[36] 一八世紀にはフランクフルトの見本市を凌駕し、書籍出版業におけるライプティッヒの優越的な地位が確立された。

ライプティッヒで書籍出版業が興隆する要因のひとつは、ライプティッヒ大学の存在である。この大学は、ヴィッテンベルク大学とならび、学問交流の一大拠点であったことは、書籍業がこの地で発展することを考察するうえでは看過できない。また、前述したフランクフルトでの帝国書籍委員会の設置とその厳格な検閲の実施も、ライプティッヒの書籍出版業が急成長する要因と考えられる。

しかし何より、ザクセン国自身の検閲が他のドイツ領域と比べて緩やかだったことを指摘しなければならない。この原因を、ヴェスターカンプは「ライプティッヒに対しては教皇の影響力が大きく作用しなかった」ことに求める。[37] この背景には、ザクセンの特異な宗教状況がある。ザクセンを統治するアルベルト系ヴェッティン家は一六七九年、ポーランドの王位を手にしたことを契機にカトリックに改宗したが国民はプロテスタントのままであり、加えて独自の法制や税制などをもつ数多くの地域から構成されるザクセンでは、[38] 宗教書に対する検閲は国内統一的な力を行使できなかった。

しかしザクセンの緩やかな検閲は、特殊な宗教事情よりもむしろ、経済的な観点から説明がつく。七年戦争はザクセン国家を荒廃させたがゆえに、フリードリヒ・アウグスト三世は国家再興に尽力する。[39] 当時、ライプティッヒにおける書籍の製造出版は全ドイツの三分の一を占めるまでに成長し、この産業はザクセン政府の重要な財源となっていたため、検閲よりも自国の経済利益が優先される。このような検閲に対するザクセンの緩やかな姿勢は、その後一九世紀に入っても維持され、厳しい検閲下にある隣国オーストリアやプロイセンから書籍の流入が相次いだ。これらの二大強国からの厳しい検閲の実施要求に対しても、ザクセンは、自国の利害を擁護する立場をとって抵抗している。[40]

（2）ザクセンにおける検閲実務

一七七九年九月二〇日、選帝侯フリードリヒ・アウグスト三世が出した通則 *Generale* が、神聖ローマ帝国時代のザクセンにおける最も包括的で仔細な検閲令である。[41] この通則は、第一に、検閲に違反する書物についての詳細な規定と、第二に、検閲を担当する官庁の組織化を新たに命じる規定から成っている。

まず、この通則が定める検閲に反する書物とは、（a）帝国立法、とりわけアウグスブルクの宗教和議とヴェス

トファーレンの講和条約が構築した諸関係に反する書物、（b）ドイツにおける宗教あるいは信仰状況を侵害する内容の書物、（c）ラント君主の人格、彼の官吏、国家の諸機関を批判したり、良い習俗や慣習に背いたりする書物である。帝国同様にザクセンでもまた、検閲の重点は一方では宗教的な書物に置かれるが、他方では規制が、ラント君主個人や彼の国家機関や官僚層といった国制や国政に関わる内容に及んでいることは注目に値する。宗教的な内容に加えて、政治的な内容が検閲の主な対象となっている点に、政治的な思想統制を主眼とする一九世紀の検閲の萌芽が見られるといってよいだろう。一九世紀には、検閲の矛先は、宗教と同様に、あるいは宗教よりもむしろ、国家の秩序や安寧を乱す（おそれのある）政治的な印刷物に向けられ、政治的な意見表明を国家の管理下に置くことがプレス法制を支える原理のひとつとなる。

次に、検閲実務の担い手の考察に移ろう。まず、書物の内容に応じた専門知識をもちその書物を検閲できる人間を多く提供できるのは大学であり、教授が検閲を行なうことが一般的であった。このような大学による検閲とならんで、各地の官庁もまた検閲を実施するが、ここでは当地で最も知的な人間が検閲を実施した。そしてその多くは教区監督 *Superintendent* の職にある聖職者であった。検閲の目的のひとつが信教・宗教の保護であることを考慮すれば、聖職者が検閲を行なうことは合理的であろう。最上位の監督官庁が宗教関係の事柄を管轄する宗務局 *Konsistorium* である点でも、検閲は依然として宗教的要素が依然として強い行政領域であるといえよう。しかし興味深いことに、ザクセンでは、事前検閲を誰に依頼するのかは印刷業者の選択に委ねられており、彼らは、自らに都合のよい人間に検閲を行なわせることで検閲のハードルが低くなるとも考えられよう。また検閲の際に印刷業者が支払う検閲料金も国家の貴重な収入となる。彼らは詩の場合は一ボーゲン（一六頁）につき八グロッシェン、その他の印刷物の場合は二グロッシェンを支払う義務を負った。

一七七九年の通則は、その後のザクセン検閲法制を読み解くうえできわめて重要な位置を占める。なぜならばこの通則は一九世紀前半のザクセン国における検閲制度の基礎を構築したからである。神聖ローマ帝国崩壊後のザクセンでは、ナポレオンの圧力下で一八一二年八月一〇日の命令 *Mandat*[42] が出された。これは、文学や政治の領域での自由な意見表明を抑圧することを狙った命令であり、ザクセンでプレス法が制定される一八三六年まで効力を保ち続けた。しかしこの命令は、既存の諸規定に基づく検閲の実施を命じたため、本質的な修正を加えられることなく一七七九年の通則が三月前期のプレス法制の基盤として活用されたといえよう。

以上のことから、中世から近代初頭にかけてザクセンでは、法制上は、検閲の脱宗教化、国家への検閲権力の一元化が行なわれ出したことが明らかになった。しかし一八一二年の命令では、検閲担当者への指導が初歩的な域を出ないものにとどまったため、実際の検閲の場面では、検閲担当者の解釈や恣意がまかり通ることになった。[43]

本章では、一九世紀までのプレスの自由を、啓蒙思想と検閲との関係から考察した。啓蒙思想という自然法思想の影響を受け、プレスの自由を人権のひとつと捉える理解がドイツにも登場する。同時に、プレスを用いて国民を啓蒙するという試みは、国民という読者層に対する視線を生み出し、プレス問題を論じる際にその発信者だけではなく受信者も重要なアクターとして扱われるようになる。

一方でプレスの脱宗教化は、読者層を拡大し、彼らがプレスにアクセスし自分の思想や見解を表現する機会を創出する。他方で検閲における世俗化は、宗教的な内容に対する監視の比重を下げ、政治的な内容を規制する動きを促す。これらのことから、検閲からの自由としてのプレスの自由は、宗教・信仰の自由から次第に意見表明の自由という色彩を帯びるようになり、その自由の享受者もまた、もはや一部の特権的な人間ではなく、すべての、思考

し意見を形成する人間へと拡大する契機が提供される。

以上のように、この時期のプレスの自由はようやく理論構築の端緒についたばかりであるが、一九世紀に見られるプレスの自由の展開のための下地が少しずつ準備されている。次章では、依然として不文のままであるプレスの自由を成文化し、法的に保障することを求める一九世紀のプレスの自由論を検討する。

第二章　一九世紀前半におけるプレスの自由の展開

神聖ローマ帝国崩壊とともにドイツはフランスの直接または間接支配下に置かれ、その後、解放戦争での勝利によってドイツ同盟が組織される。この時期の特徴として、プレスの自由が国民と政治との距離を縮めるよう作用する一方で、他方では、プレスの自由の法的保障をめぐる理論的対立が見られる。本章ではまず、フランスによる支配がドイツにおけるプレスの自由の発展にいかなる意味をもつのかということを検証する。続いて、草創期のドイツ同盟がプレスの自由に対していかなる態度で臨み、いかなる法整備を行なうのかという問題を、ドイツ同盟規約を題材に取り扱うことにする。

一　ナポレオンの支配

人権のひとつとして認識されるようになったプレスの自由は、続く一九世紀において、成文の権利となるための一歩を踏み出す。神聖ローマ帝国崩壊後、いくつかのラントでは個々の検閲規則が効力を持ち続けたが、プレスを監視するための統一的な構想も法的根拠をもつ制度もドイツからは失われた。(44) そのような状況下でのナポレオンによる支配は、ドイツにおけるプレスの自由の展開に作用することになる。

（1）ナポレオン一世のプレス政策

ナポレオンのプレス政策は、絶対主義国家において行われるような、一方的にプレスを否定・弾圧することに重点を置かない。ナポレオンは、自らの指導的な地位を堅固なものとするためにプレスを利用し、プレスの力をとりわけ対外政策の面で効果的に用いようとした。[45] 彼の政策の特質は、情報の流布も消費も自らの管理下に置き、プレスを統治のために利用することにある。もうひとつの特質は、巧妙な公論操作[46]にある。ナポレオンは、彼自身の経験から、公論の力の大きさをよく理解し、それゆえに公論の怖さにも精通していたと考えられる。したがって彼はドイツのプレスの動きを警戒し、その弾圧を試みる。ナポレオンは、ドイツで発行する新聞数を抑制することで新聞に対する監視を容易にし、フランスの政府新聞『モニトゥール *Le Moniteur universel*』に官報としての地位を与えることで他の新聞が独自の政治的な記事を掲載することを阻止する。[47] フランスに併合された地域ではドイツの新聞が発禁となり、ライン同盟諸国では基本的には各国の自治が承認されたものの、プレス政策においてはナポレオンの意思が貫徹された。ナポレオンは、当地の省庁を用いて間接的なプレス政策を実施するのではなく、これらの国家に対して直接的に干渉を行なった。[48]

このナポレオンによるドイツ支配は、ドイツにおける公論の地位の向上に図らずも寄与し、このことがプレスの自由に新たな正当化事由を付与する。公論というファクターとプレスの自由との関係については、後述する。

（2）愛国心の政治化

ナポレオンの支配は、「ドイツ民族」、「ドイツ国家」をドイツ諸国に意識させ、愛国心を国民に植えつけ、対フランスという政策の下で彼らを結集させる契機となった。一八世紀にはいまだ文化的一体性の域を出なかったドイツ国民の意識が政治的一体性を求めるようになる。[49]

このような愛国心の政治化に対して多大な貢献をしたのは、プレスである。『ドイツ民衆本 *Die teutschen Volksbücher*』の執筆も手がけ、文芸の分野において国民意識の鼓舞に尽力したゲレス J. Görres は、時事評論家としても多数の新聞発行に携わり、新聞の重要性を強調している。[50] プレス自身の奮起に加えて、プレスを取り巻く環境もプレスの伸張に有利に働いた。プレスとドイツ諸国家との間に友好的な関係が構築されたのである。ドイツ諸政府は、プレスによる祖国愛の普及と流布のなかに自らと共通の利害を見出したのである。つまり、プレスと諸政府はナポレオンを共通の敵とみなし、プレスの側からしても、ドイツ諸侯による検閲よりはむしろ、祖国の敵である簒奪者・フランスによる検閲が非難の対象であった。愛国心を旗印に政治的色彩を強めたプレスは、反フランス闘争を国民に呼びかけるための重要なツールとなる。多くの新聞は、軍隊装備のための寄付や鉄製造のための指輪の拠出などを求める記事を連日掲載し、フランスから見れば支配体制を揺るがす脅威に、ドイツ諸政府から見れば国民の愛国心を煽る格好のメガホンとなった。[51]

プレスを利用するという統治者の思惑を度外視すれば、この時期の政治的社会的状況は、プレスの自由を求める意識を人々の間に浸透させた。つまり、フランスによるドイツ支配は、ドイツ諸国における対フランス政策のなかで醸成される愛国心の政治化を促すが、その道具のひとつとしてプレスの果たす役割は看過できない。その結果としてドイツの幅広い国民層がこの時期、政治的関心をもち始める。このなかで、国家や政治に関する他人の意見を自由に読み、それらに関する自分の意見を自由に表明するということが求められるようになる。

二　プレスの自由の展開

次に、公論 *öffentliche Meinung* という新たなファクターがプレスの自由にいかに作用したのかについての考察に[52]

移ろう。一七九八年ヴィーラントC. M. Wielandは、公論に反して長期間何の損害もこうむらず統治することはできないと論じ[53]、公論に価値を見出した。この公論がプレスの自由の保障の正当化に不可欠なファクターとなるのは、一九世紀に入ってからのことである。

（1）ファクターとしての公論

R・フラットの研究によれば、ドイツにおける公論の位置づけは解放戦争前からその最中に上昇する[54]。一八世紀には、啓蒙された人間だけが公論形成のための判断能力をもつと理解され、それにふさわしい人間は教養市民層であった。確かに一八世紀にも国民啓蒙の萌芽は確認できるが、公論の担い手の下方拡大が一層志向されるのは、民族精神・国民精神という語が好んで用いられる一九世紀初頭のことである[55]。この精神を体現する公論は、もはや教養や身分という境界線をもたず、祖国ドイツのために尽力しうるすべての者がその形成に携わる資格を有するという理解にまで到達する。この理解は、公共性の空間の拡大を試み、公共性の担い手を「普通の人間 *gemeiner Mann*」[56]にまで拡げることを求めた。

さらにこの時期には公論のもつ価値にも変化が生じる。公論を、単に公衆の意見に終始させるのではなく、普遍的で最高の審判、倫理的な特徴や力を備えた審判として作用させることを期待する見解が現れる[57]。この見解によれば、公論は、何らかの政治的決定が行なわれる際に、その決定をより「正しい」ものへと修正する資格を備えているとされる。ゲレスもまた、このように公論に卓越した価値を認める者のひとりである。彼にとって公論とは単なる意見以上のものであり、生き生きとした良心そのものであった[58]。公論の自由な言葉のみが、権力や利益にまみれた眩惑から人々を救うのであって、人々は、公論を形成しその公論に自由に発言させる努力を怠ってはならないと彼は説いている[59]。

（2）プレスの自由と公論

公論に価値を見出す見解は、国民と政治との距離を縮め、国民の意見すなわち公論を政治に関わらせることを目指す。確かにここでいわれる国民とは、一般的には教養と財産を有する市民層を指すが、他国による支配という特異な政治状況があるとはいえ、そのような制約を克服してより広い層の国民を国家に動員しようとする動きが見られることも事実である。

国民の声として政治における公論の役割を重視する見解は、一面では国民代表の選出を、他面ではプレスの自由の法的保障を求める運動へと連なる。つまり、代表制とプレスの自由は、国民の国政参加という目的の達成のために、互いに関連をもちながら展開する。公論を国政に反映させる機能を担う代表制には、国民の代表から構成される議会の設置が欠かせない。[60] 他方、公論を形成するためには、国民同士が自由に情報や意見、思想などを伝え合い、自らの意見を表明することが求められる。この要請に応えるためにプレスは存在し、それゆえ、プレスは自由でなければならない。プレスを通じて公に意見表明を行なう権利は、プレス業務に関わる者自身のためだけではなく、その読者たる国民のために求められ、ここにおいて、個々人の意思に対して全体意思を表明する制度としてのプレスが脚光を浴びる。[61] ゲレスの見解を見ておこう。ゲレスによれば、新聞は、誰もが納得する和音を探し当てるために存在し、国民の代弁者として機能するという価値をもつ。それゆえに公論は、襲ってくる危機から新聞を守る盾ともなるとゲレスは説いている。[62] つまり、プレスの自由は、国民が自由に発言する前提条件として存在しなければならないのである。

『国家学辞典』ではさらに明瞭に、公論を軸にしてプレスの自由と代表制の関係が整理されている。[63] 西南ドイツ自由主義者の手によるこの辞典では、プレスの自由とは、公の諸問題に関して何の制約もなく意思の伝達ができる

ことと定義される。そしてこのプレスの自由は、国民の要求や願望を政府や議会に知らしめる公論を形成するがゆえに、公論を前提として成立する代表制にとっては本質的で不可欠な構成要素である。『国家学辞典』は、自由なプレスがなければ国制自体のあり方が政府の意思に委ねられてしまう危険があると指摘し、プレスの自由に統治者を監視する責務を割り振った。

以上のように三月前期には、時事問題を伝達する責務とともに、国民の意見を形成する責務を自由なプレスに求める動きが確認できる。(64) プレスの自由は、個人の権利のひとつとして、と同時に、国政に作用する公論を形成する制度として保障されることが志向される。すなわち、プレスの自由は、公論というファクターと結びつくことで、代表制に欠かせない公論を形成するために存在しなければならないという自己正当性を獲得したのである。

フランスによる支配は、一方では、国家や政治に関する情報を流布するプレスの機能を拡張させ、他方では、プレスとの統一戦線を望む諸政府の寛容な態度を背景に、プレスの存在意義を高めた。そしてなによりこの時期は、プレスの自由を公論と代表制いう新たなファクターと結びつける機会を提供した。おりしもドイツの幅広い層に政治的関心が呼び覚まされる時代にあって、プレスの自由は国民の政治参加の前提となるよう期待された。つまり、プレスの自由の保障が公共性への関与、いい換えれば、国政参加の機会を保障するというプレスの自由論が芽生えることになった。

（1）　ボン基本法の定める *Pressefreiheit* の内実は、「出版の自由」よりも、日本で議論される「報道の自由」に相当するという憲法学の理解に基づいて、本論でも「プレスの自由」という訳語を使用する。この理解については浜田純一『メディアの法理』（日本評論社、一九九〇年）七二頁を参照。しかし、この理解が即座に近代の *Pressefreiheit* にも妥当するかどうか、あるいは同時代人が *Presse* をいかように理解していたのかという問題は慎重に検討されるべきであるが、

本論では便宜上「プレスの自由」という訳語を統一して用いることをあらかじめ断っておく。

（2） BVerfE, 20, 162（175 f.); 73, 118（180); 97, 125（144). プレスが公的責務を達成するための前提条件を憲法上保障するという意味でプレスに制度的保障が認められるとされるが、この公的責務に法的意味を与えることには判例、通説ともに消極的である。鈴木秀美『放送の自由』（信山社、二〇〇〇年）一六頁参照。このような見解に対して、自由なプレスは社会的な存在 *gesellschaftlischer Befund* であり、制度保障としての私法上の制度でも、制度的な保障としての公法上の制度でもないとする見解もある。B. Pieroth/ B. Schlink, Grundrechte Staatsrecht II, Ulm, 2005, S. 19,（永田秀樹・松本和彦・倉田原志訳）『現代ドイツ基本権』（法律文化社、二〇〇一年）二七、二八頁。以上のようなプレスの制度的理解に関する判例と学説を整理したのは、浜田・前掲書三―六〇頁である。

（3） Hg. v. D. C. Umbach und T. Clemens, Grundgesetz, Bd. I, Heidelberg, 2002, S. 443 f. 情報や意見を交換することで、民主主義にとって不可欠な形式と強度をもった批判や監視、そして政治的対立を行なうことが初めて可能となり、このことが、プレスの自由も含めた基本法五条一項の保障の意味の根拠となっている。精神的に議論すること、多様な見解や理念を闘わせることのみが国家意思を形成するための正しい道であり、精神的な自由は自由な民主制にとって決定的に重要である。連邦憲法裁判所の多くの判例において、五条の保障する諸権利が民主制原理の重要な要素であることが確認されている。Ebd.

（4） フランクフルト帝国憲法一四三条は、「プレスの自由は、いかなる場合にもそしていかなる方法でも、検閲、印刷許可、担保供与、国家版、印刷あるいは書籍業者に対する制約、郵送禁止あるいは自由流通に対するその他の妨害という予防措置を用いて、制限され、停止され、廃止されてはならない」と定める。E. R. Huber, Dokumente zur deutschen Verfassungsgeschichte, Bd. 1, Stuttgart, Berlin, Köln und Mainz, 1978, S. 143.

（5） 三月前期の諸ラントの憲法では、基本権ではなく、「臣民の権利」や「一般的な権利義務」という文言が使用されており、したがってこれらの憲法では自由は国家によって保障されるものとしてのみ観念されるという見解がある。Pieroth/ Schlink, a. a. O., S. 8 ff,（邦訳一二―一四頁）参照。しかしそのような見解が、三月前期の憲法に保障されるプレスの自由の意義を過小評価することにつながるのであれば、筆者はこの見解には賛同しかねる。なぜならば本稿は、フランクフルト憲法が定めるプレスの自由は一九世紀前半の法理論のなかで醸成されていたということを示そうとする

立場をとるためである。なお、三月前期の主要ラントの憲法については後述するが、さしあたり Huber, Dokumente, Bd. 1, S. 155 ff. を参照。

（6）U. Eisenhardt, Die kaiserliche Aufsicht über Buchdruck, Buchhandel und Presse im Heiligen Römischen Reich Deutscher Nation（1496-1806), Karlsruhe, 1970.; ders., Die Garantie der Pressefreiheit in der Bundesakte von 1815. in ; Der Staat, 10. Bd., Heft 3, Berlin, 1971, S. 339-S. 356.; ders., Wandlungen von Zweck und Methoden der Zensur im 18. und 19. Jahrhundert. in ; Hg. v. H. G. Gopfert und E. Werrauch, Unmoralisch an sich…: Zensur im 18. und 19. Jahrhundert, Wiesbaden, 1988, S. 1-S. 35. また近年、一九世紀のラントの個別研究が大きく進展している。そのなかで、ザクセン大公国におけるプレスの自由と検閲に関する法理と実務を扱っているのがヴェスターカンプの研究である。D. Westerkamp, Pressefreiheit und Zensur im Sachsen des Vormärz, Baden-Baden, 1999. プレスの自由の対概念とみなされる検閲については、中世から近代にかけては前述のアイゼンハルトの研究が、それに続くヴァイマール憲法とボン基本法においての検閲法理の研究としては、B. Rieder, Die Zensurbegriffe des Art. 118 Abs. 2 der Weimarer Reichsverfassung und des Art. 5 Abs. 1 Satz 3 des Bonner Grundgesetzes, Berlin, 1970. が、それぞれ代表的なものである。歴史学からのアプローチには、D. Breuer, Geschichte der literarischen Zensur in Deutschland, Heidelberg, 1982,（浜本隆志・宇佐美幸彦・芳原政弘訳）『ドイツの文芸検閲史』（関西大学出版部、一九九七年）がある。出版史研究は枚挙にいとまがないが、最近の研究としては、R. Wittmann, Geschichte des deutschen Buchhandels, München, 1991. が挙げられる。ヴィットマンは、プレスの発信者と受信者とのコミュニケーション過程の展開を中世から現代までを通して綿密に叙述している。

（7）F. Schneider, Pressefreiheit und politische Öffentlichkeit, Neuwied am Rhein und Berlin, 1966. シュナイダーの研究が、文芸的公共性を経て政治的公共性へと展開する市民的公共圏に関するハーバーマスの成果を踏まえて行なわれていることはいうまでもないが、シュナイダーは、ハーバーマスの議論がイギリスとフランスに特化していると指摘する。Ebd., S. 13. ここでいうハーバーマスの研究成果とは、J. Habermas, Strukturwandel der Öffentlichkeit, Darmstadt und Neuwied, 1979,（細谷貞雄・山田正行訳）『公共性の構造転換：市民社会の一カテゴリーについての探求』（未来社、一九九四年）である。

（8）石村善治「ワイマール憲法と表現の自由（一）」法学論叢（福岡大学）二巻一号（一九五七年）一頁以下、同「ワ

イマール憲法と表現の自由（二・完）」法学論叢二巻二号（一九五八年）二八九頁以下、長尾一紘「検閲の法理（一）――ドイツにおける検閲法理を手がかりとして――」法学新法一〇一巻七号（一九九五年）一頁以下、同「検閲の法理（二）」法学新法一〇三巻九号（一九九七年）一頁以下をそれぞれ参照せよ。石村論文では、表現の自由を考察するに際し、中世ドイツに遡り、その自由を抑圧する検閲との関係から表現の自由が論じられている。石村氏によれば、プレスの自由を定めるドイツ同盟規約一八条は「カラの約束」であり同規約も「実質的には、メッターニッヒによる自由主義運動弾圧のための装置」であると解される。しかしこれらの解釈は精確さを欠く。というのも、同盟規約一八条の法的性格とその意義、その解釈についてはドイツでも見解の相違が見られるためであり、それゆえに立ち入った検証が必要である。長尾氏は、日本法との比較を行なうという観点から、ボン基本法が定める検閲について検討する。検閲概念構成に際してドイツが歴史的アプローチをとるということを踏まえて、一九世紀の検閲制度が言及されている。その歴史的経験から、検閲がプレスの自由と不可分の関係にあり、検閲を考察するに当たってはプレスの自由を第一義的に問題とされるべきことがこの研究では指摘されている。

(9) 石川健治『自由と特権の距離』（日本評論社、一九九九年）。シュミットの理解によれば、ドイツのプレスの自由は長らく憲法律的な保障の対象とはされず、プレスの自由は法律の留保の下に置かれたことで、議会による自由の担保に対する不信感からプレス規定は議会対抗的な性格を帯びることになった。つまり、プレスの自由規定は、「意見表明の自由の保障に不可欠と考えられてきた典型的規定を法律の形で規範化するよう、議会に対して義務付けるものに過ぎず」、「意見表明の一般的自由を確保すべく、そのための特定の技術的手段を確保するために、当該自由に連接して設けられた自由保証の規定」であると論証される。前掲書一五二―一五四頁参照。意見表明の自由とプレスの自由との関係についてのこの指摘は、プレスの自由の生成と展開を考えるうえで意義深い。同時に、ボン基本法五条一項二文が制度的保障を含むのかどうかという議論にも大きな示唆を与えると思われる。

(10) Westerkamp, a. a. O., S. 1 f.

(11) Schneider, a. a. O., S. 102 f.

(12) 戸叶勝也『ドイツ出版の社会史』（三修社、一九九二年）二九、三一―三三頁参照。一五〇〇年には、ドイツ帝国領内の六二ヶ所に印刷所が作られ、ヨーロッパでは二万七千点もの印刷物が出回った。ラテン語以外では、ヨーロッパ

各国語で記された書物が全体の二二％を占めた。発行部数に関しては、一般的な書籍であれば一〇〇～三〇〇部、ミサ典書の場合はその二倍の数が見込めた。当時の読書層とみなされる高度な教養市民層は六万人程度と推定されている。前掲書三七－三九頁、五四、五五頁参照。

(13) 書物の書き手や読み手を論じる際には、文盲率を斟酌する必要があろう。ここで扱う時期における文盲率についてはさしあたり、R. Engelsing, Analphabetentum und Lektüre, Stuttgart, 1973,（中川勇治訳）『文盲と読書の社会史』（思索社、一九八五年）を参照せよ。

(14) ヴェルカーは、このような専門集団だけが享受する自由を特権と評している。C. v. Rotteck und C. Welcker, Staats-Lexikon, 3. Bd., Altona, 1836, S. 334.

(15) ラテン語出版物数をドイツ語出版物数が凌駕するのは一六九〇年代のことである。R. Wittmann, Buchmarkt und Lektüre im 18. und 19. Jahrhundert, Tübingen, 1982, S. 93 ff. その後もラテン語の占める割合は低下し続け、一六五〇年には七一％だったものが一七七〇年には一四％、一八〇〇年にはわずか四％にまで減少する。出版物の内容についても、一七四〇年には神学書や宗教書が半数を占めていたが、一八〇〇年には一〇分の一強にまで激減する。Ebd., S. 96. 以上のことから、一八世紀のプレス世界は、自国語で記された非宗教関係の書物が支配的となり、その読み手も送り手ももはや宗教以外に関心を寄せていることが確認できる。

(16) 一八世紀末に起こる読書革命については、R. Engelsing, Zur Sozialgeschichte deutscher Mittel-und Unterschichten, Göttingen, 1973, S. 136 ff. を参照せよ。

(17) 戸叶・前掲書三四－三七、五一－五四頁参照。

(18) Wittmann, Buchmarkt, S. 69 ff. この複写時代は、フランクフルトの衰退とともに、ライプティッヒを中心とした北ドイツにプレス産業を奪われた形となった南ドイツの帝国書籍業者が、海賊版の製造によってその損失を補おうとしたことに端を発する。ザクセン政府などは複写禁止命令を出すが効果はなく、業を煮やした書籍業者は後に「ドイツ書籍業商取引組合 *Borsenverein der Deutschen Buchhändler*」を設立する。複写をめぐる問題は、単なる業者間の利害闘争にとどまらず、知的財産権が意識される契機となった。

(19) 啓蒙専制君主のなかには一時的にせよ検閲を緩和した者もおり、このような君主の態度が人々の期待を高めたとい

えよう。オーストリアのヨーゼフ二世は一七八一年、宗教的検閲の禁止を命じ、発禁図書指定の解除、焚書探しのための家宅捜査の禁止、外国文学の検閲の緩和などを実施した。同様にプロイセンのフリードリヒ大王も、検閲なしに好きなことを書くことを許可している。M・v・ベーン著、飯塚信雄他共訳『ドイツ十八世紀の文化と社会』（三修社、一九八四年）七三－七六頁、八七、八八頁参照。このプロイセンの状況は、検閲法が緩やかで軽微なものであるためにプレスの自由が存在しうる、というスヴァレツの言葉からも証明される。C. G. Svarez, Vorträge über Recht und Staat. in; Hg. v. H. Conrad und G. Kleinheyer, Köln und Opladen, 1960, S. 497.

(20) この思想は、一九世紀前半の憲法の多くが、君主が授ける欽定憲法であったことの基盤にもなろう。国民は臣民であり、したがって彼らの有する権利もまた、臣民の権利であって基本権ではなかった。

(21) Eisenhardt, Wandlungen, S. 3. 一八世紀後半のフランスにおけるプレスの自由に関する研究としては、C. Schroeder-Angermund, Von der Zensur zur Pressefreiheit, Pfaffenweiler, 1993. を、同時期の出版状況については、渡邊和彦「フランス革命期前後の出版文化史研究序論・上」出版研究二二号（一九九一年）六三頁以下、同「フランス革命期前後の出版文化史研究序論・中」出版研究二三号（一九九二年）一〇九頁以下、同「フランス革命期前後の出版文化史研究序論・下」出版研究二四号（一九九三年）四三頁以下を、それぞれ参照。

(22) アメリカとフランスの人権規定の特徴については、Pieroth/ Schlink, a. a. O., S. 6 ff,（邦訳一〇－一二頁）を参照。アメリカとフランスにおいてプレスの自由は、生来すべての人間が平等に有する自由のひとつ、つまり個人の権利という側面が強いのに対して、イギリスでは、ミルトンや後のJ・S・ミルに見られるように、個人を超えたモチーフがプレスの自由に見出されるとシュナイダーは指摘する。プレスの自由は「社会のための利益になる」べきだという理解がなされ、この理解ではプレスが政府に対抗する公論を形成するという点が重視される。そしてこの理解は一九世紀初頭のドイツにも紹介され、批判力をもつ市民は、公論を政府に対して知らしめるために、公論自体を啓蒙し改善するために、プレスの自由をもつとされた。Schneider, a. a. O., S. 164 f. 一九世紀にはミルが自然権の枠組を拒否し「最大多数の最大幸福」を規準に据え、個人主義から集団主義への転換を図り、さらに彼の自由論を発展させた形で二〇世紀には、思想の市場への政府の介入を許容する「社会的責任論」が登場する。この理論では、巨大なメディアの出現で半永久的に情報の「受け手」にされてしまった大衆の言論・表現の自由を回復するために、政府の積極的な介入と、責任あるプ

レスと市民が求められる。思想の自由市場論のミルトンから修正論のミルへ、そして社会的責任論へと至るイギリスのプレスの自由論の流れを整理しているのは、大井眞・谷藤悦史「近代の始まり――「プレスの自由論」再考に向けて」新聞学評論四〇巻（一九九一年）四二―五九頁である。

(23) Schneider, a. a. O., S. 159. ケルンは一七八六年書簡のなかで、プレスの自由を人権のひとつと定義し、統治者の恩寵としてプレスの自由を請い求める態度を批判している。Ebd., S. 149. ビルクナーも、ドイツのプレスの自由には法律による完全な保障が欠けていると指摘する。M. G. Birckner, Über die Preßfreyheit und ihre Gesetze, Leipzig, 1797, S. 14.

(24) スヴァレツの見解については、Svarez, a. a. O., S. 490 ff. を参照せよ。この見解は、論説「警察法に関して」において展開されたものであり、この論説で彼は、国家、特に警察行政がどのような場合に個々人の権利を制約する権限をもつのかという問題に取り組んでいる。警察法の原則として、（一）市民社会のため、あるいは公共のためになる利益を得ようとする際に、確かな道徳性を脅かす甚大な損害を防止する必要があるとされる場合には、国家は、市民がもつ生来の自由を警察法によって制約する権限を有する、（二）全体あるいは個人がもつ自由を国家が制約しても許されるのは、国家が彼らの自由を制約しないことで生じる損害が、彼らが自由を制約されることでこうむる損害よりも甚大である場合のみである、（三）警察法による自由の制約は、そうすることが制約された者自身にとっても利益とならなければならない、（四）一般的な妨害や危険を回避する目的で自由を制約するという国家の権利は、単に幸福、快適さ、美しさなど副次的利益を促進する目的で制約をなす権利に勝っている、（五）国家は、すべての法律、特に警察法のなかで、市民の所有権その他の権利という既得権を尊重しなければならない、（六）公の危険から市民を守るために個人の所有権その他の権利が犠牲にされたとき、国家はその犠牲に対する正当な賠償を斟酌しなければならない、という六つが列挙される。これらの原則は、検閲法という警察法にも当然適用される。Ebd., S. 485 ff.

(25) E・シュトラスナー著、大友展也訳『ドイツ新聞学事始』（三元社、二〇〇二年）が一七世紀以降の新聞史を知るうえで有益である。三〇年戦争勃発を契機に、時事情報を得るための手段としての新聞の創刊が相次ぎ、印刷新聞の登場とともに読者層は聖職者や学者、貴族から裕福な市民層に拡大し、回読クラブやカフェ、社交クラブが討論の場となった。フランス革命後の新聞読者数は三〇〇～四〇〇万人ともいわれ、プレスのなかで新聞の占める地位は揺るぎないものとなる。たとえば、ライプティッヒのプレス『饒舌なる唖者 *Der redende Stumme*』は一七七一年、「字が読める者

は、上流階級から卑しい身分の者に至るまで猫も杓子も皆、朝から晩まで新聞紙をめくっている」と評しているほどである。前掲書一八三―一八六、二二一―二二八頁参照。

(26) シュトラスナー・前掲書一八四、一八五、二二二―二二六頁。

(27) シュトラスナー・前掲書一七〇、一七一頁。

(28) ベーン・前掲書九二―九四頁によれば、ドイツの道徳週刊誌はイギリスをモデルにしている。イギリスではアディスンとスティールによって『タトラー *The Tatler*』『スペクテイター *The Spectator*』『ガーディアン *Guardian*』などの道徳週刊誌が一八世紀初頭から発行され人気を博した。当時のイギリスのプレスと政治的言論については、香内三郎『活字文化の誕生』（晶文社、一九八三年）二二一―二六九頁、ならびに Habermas, a. a. O., S. 58-S. 60,（邦訳六二―六四頁）を参照。

(29) M. Kaser, Römische Rechtsgeschichte, Göttingen, 1982, S. 45. ケーンソルによる叱責は、公的な非難であっても法的なものではなく、ローマの人々から非難されるという形での社会的制裁であった。佐藤篤士『ローマ法史I』（敬文堂、一九八一年）五六、五七頁を参照。

(30) Rieder, a. a. O., S. 52 f. ローマ市民は全部で五つの税階級に分類されたが、この分類リストは、兵役に従事させる際に彼らを分類するために用いられた。すなわち、自費でどの程度武装できるかどうかの判断基準として財産調査が実施されていたのである。しかし同時に、納税額に応じてその者がどの程度の政治的諸権利を行使できるのかが決定された。

(31) Eisenhardt, Wandlungen, S. 2.

(32) Eisenhardt, Die kaiserliche Aufsicht, S. 7. 一五二九年のシュパイヤー帝国議会と一五三〇年のアウグスブルク帝国議会において、聖俗諸侯双方が検閲責務を負うことが決定されている。E. A. Koch, Neue und vollständigere Sammlung der Reichs-Abschiede, Teil II, Frankfurt am Main, 1747, S. 294 und S. 314.

(33) Eisenhardt, Die kaiserliche Aufsicht, S. 67 ff. 当初は財務訴追官一人が書籍委員を務めていたが、一五九七年以降はもう一名任命される。普段シュパイヤーで活動する財務訴追官が常にフランクフルトに滞在できないという欠点を補うため、この都市のカトリック聖職者が書籍委員に任命されることになった。常駐書籍委員には補佐がつけられ、この補

佐は常駐書籍委員が死去した際にその職を引き継いだ。また同年より、見本市の期間外のためにも他の見本市のためにも書籍委員が任命されることとなり、その活動範囲は拡大した。Ebd., S. 68 f.

(34) フランクフルト書籍市の衰退の原因は、この地における検閲の厳しさ以外にも存在する。この帝国直属都市はカトリック地域である南ドイツに位置したがゆえに、出版物の大半はラテン語の学問書や宗教書で占められていた。それに対して北ドイツのライプティッヒは、ドイツ語の出版物が中心であり、国内取引の場であった。そして啓蒙主義の本拠地としての北ドイツで新しく誕生した読者層は、もはやラテン語の知識のつまった書物を欲しなかった。それゆえに、一七世紀末にドイツ語の出版物がラテン語のそれを上回り、宗教書よりも世俗的な書物の需要が高まると、書籍販売の中心は必然的にフランクフルトからライプティッヒに移った。Wittmann, Buchmarkt, S. 94 f.

(35) Eisenhardt, Die kaiserliche Aufsicht, S. 40.

(36) G. Schmidt, Die Staatsreform im Sachsen in der ersten Hälfte des 19. Jahrhunderts, Weimar, 1966, S. 22 ff. ザクセンにおける産業や商業の発展は、それを担う市民の力を増大させ、大市民層は国家運営に参加する権利を一八世紀半ばに獲得した。Ebd., S. 24.

(37) Westerkamp, a. a. O., S. 20.

(38) ザクセンの国家構成の特徴については、Schmidt, a. a. O., S. 28 ff. を参照せよ。カトリック信者の法的取り扱いも各地域によって多様である。古くからのザクセン領であるエルブランデ Erblande では、選帝侯の改宗にもかかわらず、地域の君主の影響力が強かったために、カトリック信者はプロテスタント信者と同権の地位には置かれなかった。それに対してラウジッツェ Lausitze では、一七世紀には二つの宗派の同権が実現されるなど、宗教的に寛容な地域であった。Ebd., S. 40.

(39) Schmidt, a. a. O., S. 19. フリードリヒ・アウグスト三世は大臣フォン・フリッチュとともに再興にとりくみ、経済と財政に関する改革に重点を置いた。鉱山行政は他のドイツ諸国のモデルともなり、タバコやホップの栽培が盛んになった。また経済発展の障害であるとしてツンフトが解体され、いち早くマニュファクチュアの振興が図られた。Ebd.

(40) ザクセン政府による支援については、Wittmann, Buchmarkt, S. 94 f. を参照せよ。

(41) W. M. Schaffrath, Codex Saxonicus, Bd. I, Leipzig, 1842, S. 1071 ff.

(42) この命令の内容については、Schaffrath, a. a. O., S. 1444 ff. を参照。この命令では、宗教や良き習俗に反する書物、公の平穏や秩序の維持に反する書物、ラント君主や信教、外国に敵対的な内容をもつ書物が検閲違反書物とされ、検閲基準の明確化が図られた。検閲官庁については、カトリックとプロテスタントそれぞれの監督庁が設置され、検閲官は原則として国家の官吏とされた。Ebd. しかし、小さな都市や農村では、官職者や市長、聖職者などが検閲官を兼任していた。K. Steinbach, Sachsen und seine Hoffnungen. Eine politische Denkschrift der Septemberwochen 1830, Leipzig, 1830, S. 102 ff.

(43) Westerkamp, a. a. O., S. 29 ff. 一八二七年の国王の戴冠に際して行なわれた忠誠表明演説の印刷許可をめぐって、政府側の見解と検閲官の見解が対立した。国王はその演説の印刷を認めたのに対して、担当の検閲官は、演説の一部が不適切であるとして印刷許可を与えなかったという事例が報告されている。Ebd., S. 30. 一方で、ライプティッヒ大学の国家学の正教授であるビューラウ F. Bülau は、自由主義的で寛容であるという評価から、著作家には人気のある検閲官のひとりであった。F. W. A. Held, Censuriana oder Geheimnisse der Censur, Cassel, 1844, S. 71 und S. 200.

(44) Eisenhardt, Die Garantie, S. 341 f. プロイセンなど若干の国家では、検閲の強化が実施された。プロイセンでは、一八一〇年一一月一八日、国王の専断事項として検閲の強化を命じる政令が公布されている。Ebd., S. 342.

(45) O. Groth, Die Zeitung, Bd. II, Mannheim und Berlin und Leipzig, 1928, S. 41 f. しかしナポレオンはフランス革命の遺産であったプレスの自由を破棄し、指定された新聞の発行のみを許している。

(46) フランス革命前後における公論については、Habermas, a. a. O., S. 87-S. 92, S. 118-S. 125,（邦訳九七－一〇二、一三五－一四二頁）ならびに、阪上孝『近代的統治の誕生』（岩波新書、一九九九年）一一九－一九〇頁参照。

(47) シュトラスナー・前掲書一八七、一八八、一二八頁参照。『モニトゥール』は一七八九年にパンクック C.-J. Panckouke によって発行され、一七九九年から一八六八年までは政府の機関紙として機能する。ナポレオン支配下のドイツではこの新聞からニュースを借用するよう義務づけられた。『国家学辞典』は、『モニトゥール』が自由を抑圧する専制政治に役立ったと記述している。Rotteck und Welcker, Staats-Lexikon, 15. Bd., Altona, 1843, S. 836.

(48) ドイツ各国に対するナポレオンのプレス対策については、Schneider, a. a. O., S. 175 ff. を参照せよ。

(49) たとえば、哲学者フィヒテは「ドイツ国民に告ぐ」という連続講演を行なっている。フィヒテの連続講演の目的は、

独立を喪失した国民に新たな国家のイメージを提供することであった。彼は、ドイツ民族を始原的民族として讃え、その民族において永遠なる神性が継承し発展していく手段である国家すなわち祖国ドイツへの愛を国民に説く。「ドイツ人であること」とはドイツの政治的独立を指し、独立を勝ちとるためにドイツ人が屹立しなければならないと訴え、講演を締めくくっている。このような国民を形成するには、国家による教育が不可欠であると彼は論じ、彼の関心は国民教育に注がれる。E・ルナン、F・G・フィヒテ著、鵜飼哲訳『国民とは何か』（河出書房新社、一九九七年）六五―二〇一頁を参照。

(50) ゲレス（一七七六～一八四八年）は解放戦争期に多くのプレスの発行に携わっている。代表的なものとして『隠者新聞 *Zeitung für Einsiedler*』や『ライニッシャー・メルクーア *Reinischer Merkur*』を発行し、後者の一八一四年の八〇、八一号では、新聞とは「真の民族出版物」、「諸民族が相互にそして諸侯に対して話す声」と位置づけ、プレスがとりわけ諸侯に対する国民の声を形成する役割を果たすことを強調する。H. A. Münster, Die öffentliche Meinung in Johann Josef Görres' politischer Publizistik, Berlin, 1926, S. 18 ff.

(51) Schneider, a. a. O., S. 185 ff. 一度は検閲を強化したプロイセンでも、一八一三年には私的な生業としての新聞の発行が承認され、プレスを抑圧するのではなくプレスを国家の利益となるよう管理することがプレス政策の中心に置かれるようになる。プロイセン宰相ハルデンベルクの意図は、不快で反政府的なプレスを政府と提携させることで無害なものにすることにあった。その例が、政府の援助を受けたクライストの『ベルリン夕刊紙 *Berliner Abendblätter*』である。以上のハルデンベルクのプレス政策については、Groth, a. a. O., S. 66 ff. を参照せよ。また同時期の、オーストリアのプレスの発行状況については、黒岩純一「カールスバートの決議とその前後」藝文研究四三号（一九八二年）四〇六―四〇八頁を参照。プレスの発行には、政府による資金援助が行なわれるなどメッテルニヒが深く関与し、プレスを徹底的に政府の管理下に置いた。

(52) 本稿では「公論」と訳す。なぜなら、本稿は、近代ドイツにおける öffenliche Meinung の概念に関して前掲のハーバーマスの公共性研究に拠るためであり、その邦訳書であてられる「公論」という訳語を用いることとする。本稿が扱う一八世紀末から一九世紀初頭の公論の担い手は、政治的に論議する批判的な公衆であり、実際には財産と教養のある啓蒙化された市民層を指す。しかし後にマルクスは、このような公論を「ブルジョワ的階級利害の仮面」と呼び、公論

の形成者を市民層のみに限定する矛盾を批判している。Habermas, a. a. O., S. 93, S. 108-S. 111 und S. 151-S. 158,（邦訳一〇三、一一六―一二〇、一六六―一七二頁）参照。

(53) ヴィーラントの公論に関する叙述は、C. M. Wieland, Gespräche unter vier Augen. in Sämtliche Werke. Bd. 32, Leipzig, 1857, S. 191 ff. を参照せよ。フランス革命を念頭にヴィーラントは、公論はいかなる国家革命にも先行しその始まりを合図する力をもつとして、公論が統治にとっていかに重要であるのかを力説する。そして公論が強力かつ明確に自己表現するとき、ものごとに新しい秩序を与える真の時代が始まると説き、この多数者の意見を法律が自認すれば法律の力は確実に保持されると結論し、来る一九世紀には公論が法律を支えることをヴィーラントは予言する。Ebd., S. 203, S. 214 und S. 218.

(54) R. Flad, Studien zur politischen Begriffsbildung in Deutschland während der preußischen Reform, Berlin, 1929. この著作においてフラットは、フンボルトやシュタイン、アルントにおける公論の価値に焦点を当て、フランスの影響下で公論の力への期待がドイツで増大したことを明らかにしている。

(55) この時期には、政治的ロマン主義者たちを中心に「公論を沈黙せる民族精神と同一視しよう」とする見解が登場し、公論の担い手が市民層という枠を脱し下層に拡大する動きを見せる。Habermas, a. a. O., S. 126 f.,（邦訳一四三頁）参照。

(56) P. Czygan, Zur Geschichte der Tagesliteratur während der Freiheitskriege, Bd. 2-1, Leipzig, 1911, S. 155 f. ベルリンの検閲官が国王に対して一八一三年に宛てた手紙のなかに、公共圏の拡大を指摘するさまが確認できる。Ebd.

(57) Schneider, a. a. O., S. 180. 公論に対して一定の修正を行なう権限を認めるという見解を、アルント E. M. Arndt やプロイセン国王フリードリヒ・ヴィルヘルム三世も唱えている。Flad, a. a. O., S. 85. このように公論を「至上の法廷」とみなしそれに超越的な力を見出す見解は、フランス革命直前のマルゼルブ C.-G. L. de Malsherbes やネッケル J. Necker にも共通して見出せる。阪上・前掲書一一三―一二八頁参照。

(58) ゲレスの公論観については、横溝眞理「アイヒェンドルフに対するゲレスの影響について（1）」聖霊女子短期大学紀要三一号（二〇〇三年）一頁以下、同「アイヒェンドルフに対するゲレスの影響について（2）」聖霊女子短期大学紀要三二号（二〇〇四年）一〇頁以下をそれぞれ参照。

(59) W. Spael, Publizistik und Journalistik und ihre Erscheinungsformen bei Joseph Görres (1798-1814), Köln-Rhein, 1928, S. 88 ff. ゲレスはプレスの自由を要求し、それを抑圧しようとする復古体制を批判したことで亡命を余儀なくされた。Hg. v. H. Schanze, Romantik-Handbuch, Stuttgart, 2003, S. 70.

(60) 代表制の導入に関していえば、一八一〇年代に相次いで立憲化した西南ドイツ諸国は、身分代表からなる議会ではあったがラント議会を創設する。プレスの自由の享受者が事実上、議論する公衆としての市民層までしか想定されていないこととも合致するが、代表制においても下層民はその制度自体から排除されている。この点においても、一九世紀における公論には一定の限界が内包されていることは明らかである。

(61) E. Posse, Zeitung, Publikum und öffentliche Meinung. in; Deutsche Revue. 39. Jg., Stuttgart, 1914, S. 85. モーリッツC. P. Moritzはすでに一七八四年に、国民のための新聞作りを理念とし、国民に啓蒙を浸透させる道具として新聞を用いることを構想している。洪水のような出来事から興味のもつことを取り出し、洞察力を研ぎ澄まし、真実と偽りを区別することを国民に教えることが新聞の使命であると説いている。Spael, a. a. O., S. 14.

(62) シュトラスナー・前掲書、三九頁。

(63) Rotteck und Welcker, Staats-Lexikon, 13. Bd., Altona, 1842, S. 341.

(64) たとえばフォイエルバッハの公論とプレスの自由に関する見解については、P. A. v. Feuerbach, Kleine Schriften vermischten Inhalts, Nürnberg, 1833, S. 73 ff. を参照せよ。プロイセンの外務大臣も務めたアンションは、プレスの自由は代表制国家よりもむしろ制約のない絶対主義国家において必要であると主張している。F. Ancillon, Geschichte und Politik, Berlin, 1828, S. 164. 三月革命後では、「オーソドックスに観念すれば、議会主義とプレスの自由、プレスの自由と議会主義は、互いに欠かせない。それはまるで天空にいる双子のようである」と述べこれら二つの概念が相互補完関係にあることを指摘する、ブッヒァーの見解が挙げられる。L. Bucher, Der Parlamentarismus wie er ist, Stuttgart, 1894, S. 219. その一方でアルントに代表されるように、プレスの自由の要求と公論を結びつけることに否定的な見解も存在する。プレスの自由が自制のきかないものとなり暴走することをアルントは危惧する。E. M. Arndt, Geist der Zeit, IV. Teil, 1818, Berlin, S. 83.